

# しまね国保連通信

vol. 48  
令和2年  
3月号

shimane  
kokuho ren



島根県国民健康保険団体連合会

〒690-0825 松江市学園一丁目7番14号

審査課(問合先)TEL 0852-21-2114 <http://www.shimane-kokuho.or.jp>

## 請求日程等

### 【診療報酬等明細書】

診療月	3月			4月		
	電子請求		紙請求	電子請求		紙請求
	オンライン	磁気媒体		オンライン	磁気媒体	
請求書提出締切日	4月10日(金)			5月10日(日)		
増減点等通知書送付予定日	5月1日(金)			6月5日(金)		
支払通知書送付予定日	5月14日(木)		5月22日(金)	6月15日(月)		6月22日(月)
診療報酬等支払日	5月20日(水)		5月28日(木)	6月22日(月)		6月26日(金)

### 【出産育児一時金等関係】

提出月	4月			5月		
	正常分娩	異常分娩	支払早期	正常分娩	異常分娩	支払早期
請求書提出締切日	4月10日(金)		4月24日(金)	5月10日(日)		5月25日(月)
支払通知書送付予定日	4月17日(金)	5月14日(木)		5月19日(火)	6月15日(月)	
出産育児一時金等支払日	5月8日(金)	5月20日(水)		6月4日(木)	6月22日(月)	

### 【特定健診等関係】

健診月	3月		4月	
	オンライン	磁気媒体	オンライン	磁気媒体
提出締切日	4月6日(月)	4月10日(金)	5月7日(木)	5月10日(日)
返戻及び支払通知書送付予定日	5月15日(金)		6月15日(月)	
特定健診等支払日	5月28日(木)		6月26日(金)	

※5月9日(土)、10日(日)  
は開館し受付します。

【受付時間】8:30~17:00

## 市町村単独医療費助成事業についてのお知らせ

令和2年4月診療(調剤)分から益田市の乳幼児医療、津和野町のこども医療の助成内容が下表のとおり変更されますので、窓口等での対応をお願いいたします。

### 【益田市】

乳幼児医療					
【変更前】			【変更後】		
入院	外来		入院	外来	
県制度に準じる			無料		

### 【津和野町】

こども医療(乳幼児医療拡大分)					
【変更前】			【変更後】		
入院	外来	調剤	入院	外来	調剤
無料(小学1年生~中学3年生)			無料(小学1年生~高校3年生)		

なお、各市町村の助成内容及び自己負担限度額について、本会ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

## 診療報酬等請求上の留意点

### 共通

#### ●再審査請求書の提出に係る留意事項について

昭和60年4月30日付け保険発第45号「国民健康保険団体連合会に対する再度の考案の申出について」では、再審査請求の申出期限及び再々審査の請求について以下のとおり通知されております。再審査請求書提出時には、今一度ご確認くださいませようお願いします。

1. 連合会に対する再度の考案の申出はできる限り早期に行い、原則として6ヶ月以内とするよう努められたいこと。
2. 同一事項について同一の者からの重ねての再度の考案の申出は、特別の事情がない限り認められないものであるため、留意されたいこと。

### 医科

#### ●アセリオ静注液の算定について

アセリオ静注液の効能・効果は、経口製剤及び坐剤の投与が困難な場合における疼痛及び発熱となつておりますのでご注意ください。

#### ●一般名処方加算の算定について

一般名処方加算は、後発医薬品のある医薬品について、薬価基準に記載されている品名に代えて、一般的名称に剤形及び含量を付加した記載による処方箋を交付した場合に限り算定できます。後発医薬品の存在しない漢方、後発医薬品のみ存在する薬剤等について一般名処方した場合は算定できませんので、ご注意ください。

また、一般名処方をする品目数等の要件に応じて、加算1又は加算2の算定が可能となります。算定要件をご確認ください。



#### ●呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープの算定について

呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープの算定に当たっては、医科点数表の解釈上、算定開始月日を記載することと規定されています。

その他、以下2点についてご注意ください。

- 1) 「1時間以内又は1時間につき」、「3時間を超えた場合」で下表のとおり請求点数が異なりますのでご注意ください。
- 2) 呼吸心拍監視装置等の装着を中止した後30日以内に再装着が必要となった場合の日数の起算日は、医科点数表の解釈上、最初に呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープを算定した日と規定されています。

	算定要件	点数
1	1時間以内又は1時間につき	50
2	3時間を超えた場合（1日につき）	
	イ 7日以内の場合	150
	ロ 7日を超え14日以内の場合	130
	ハ 14日を超えた場合	50

#### ●皮膚欠損用創傷被覆材について

皮膚欠損用創傷被覆材は、真皮に至る創傷用、皮下組織に至る創傷用、筋・骨に至る創傷用のいずれも2週間を標準として、特に必要と認められる場合については3週間を限度として算定できます。算定期間にご留意いただきますようお願いいたします。

## ●配置医師による再診料の算定について

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて（平成18年3月31日保医発第0331002号）」の通知において、保険医が配置医師である場合は、それぞれの配置されている施設に入所している患者に対して行った診療（特別の必要があつて行う診療を除く。）については、介護報酬、自立支援給付、措置費等の他給付において評価されているため、初診料、再診料、外来診療料、小児科外来診療料及び往診料を算定できないとされています。

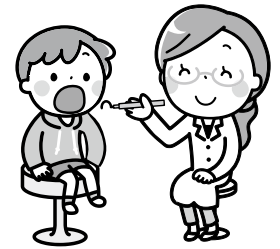
また、同通知の運用上の留意事項の「3」において、入所者からの求めによってではなく、医学的健康管理のために定期的に特別養護老人ホームを訪問して診療する場合は、その保険医は配置医師とみなされ、初診料、再診料及び往診料が算定できないとされていますので請求の際はご注意ください。

## 歯科

### ●特記事項欄「40加算」の記載について

乳幼児加算（6歳未満）、歯科診療特別対応加算又は歯科訪問診療時の加算のいずれかを算定する場合は、記載要領上、特記事項欄に「40加算」と記載することとなっています。

一方で、福祉医療費請求書（社保分）又は乳幼児等医療費請求書（社保分）における特記事項欄については、当該記載は不要ですのでご注意ください。



### ●歯周安定期治療（SPT）の算定について

SPT（I）又はSPT（II）を開始後、病状の変化により歯周外科手術を実施した場合は、当該手術を実施した日以降に、歯周精密検査により再び病状が安定し継続的な管理が必要であると判断されるまでの間は、SPT（I）又はSPT（II）は算定できませんのでご注意ください。

なお、SPT（I）について、2回目以降の算定は、治療間隔の短縮が必要とされる場合を除き、前回実施した月の翌月から起算して2月を経過した日以降に行うこととなっています。

## 調剤

### ●特定薬剤管理指導加算の算定について

特に安全管理が必要な医薬品として別に厚生労働大臣が定めるものを調剤した場合であつて、当該医薬品の服用に関し、その服用状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定可能です。

したがって、対象となる薬剤がない場合は算定できませんのでご注意ください。

なお、具体的な対象薬剤については、厚生労働省のホームページをご参照ください。



### ●服薬情報等提供料について

患者1人につき、同一月に2回以上服薬情報等の提供を行った場合においても月1回のみの算定となります。

ただし、2以上の保険医療機関又は診療科に対して服薬情報等の提供を行った場合は、当該保険医療機関又は診療科ごとに月1回に限り算定できます。

## お願い

### 紙レセプトの再請求について

紙レセプトで再請求される際、減点等により当初請求点数と決定点数が異なる場合は、請求点数を訂正のうえご請求いただきますようお願いいたします。

### 「特記事項」欄の所得区分と「本人・家族」欄種別番号の不一致について

平成30年8月診療分から、70歳以上の患者において高額療養費の現物給付の有無に関わらず、「特記事項」欄に所得区分に応じたコード及び略号（「26区ア」等）の記載が必要となりました。取下げ依頼等により「特記事項」欄を訂正される場合に「特記事項」欄の所得区分と「本人・家族」欄種別番号が不一致（例 特記事項「26区ア～28区ウ」、 「本人・家族」種別番号「8 高外一」）のレセプトが散見されますので、「本人・家族」欄種別番号、給付割合をご確認のうえ、請求いただきますようお願いいたします。

なお、不一致のレセプトについては、返戻としておりますのでご注意ください。

### オンライン請求における返戻レセプトの再請求について

オンライン請求における返戻レセプトについては、オンライン請求システムから返戻ファイルをダウンロードし、内容を訂正のうえ、オンラインで再請求することもできますのでご検討ください。

## お知らせ

### 増減点等通知書・支払通知書送付日及びレセプトの休日受付日について

令和2年度は下表のとおり予定しておりますのでお知らせします。

【増減点等通知書・支払通知書送付日】

診療年月	送付予定日		
	増減点等通知書	支払通知書	
		電子請求	紙請求
令和2年 3月	5月1日(金)	5月14日(木)	5月22日(金)
4月	6月5日(金)	6月15日(月)	6月22日(月)
5月	7月3日(金)	7月13日(月)	7月22日(水)
6月	8月4日(火)	8月14日(金)	8月21日(金)
7月	9月4日(金)	9月14日(月)	9月18日(金)
8月	10月5日(月)	10月13日(火)	10月22日(木)
9月	11月5日(木)	11月13日(金)	11月20日(金)
10月	12月4日(金)	12月14日(月)	12月21日(月)
11月	1月5日(火)	1月14日(木)	1月22日(金)
12月	2月4日(木)	2月16日(火)	2月22日(月)
令和3年 1月	3月5日(金)	3月15日(月)	3月19日(金)
2月	4月5日(月)	4月13日(火)	4月22日(木)

【レセプトの休日受付日】

提出月	休日受付日
令和2年 5月	9日(土)、10日(日)
8月	10日(月)
10月	10日(土)
令和3年 1月	9日(土)、10日(日)

